千葉基礎セミナー講義ノート 2003年7月1日: カフェ丸玉ホステス事件第1回

2003年7月1日:カフェ丸玉ホステス事件第1回		
問題	なじみのホステス×に、Yは「Xが独立して店をだすときには、1000万円を援助するよ」 と約束をした。Yの申し出に、Xはそれまで勤めていた店をやめて開業の準備をすすめた。ところが、開店資金に不足が生じたXがYに対して1000万円を請求したところ、Yは 「あれは君のハートを射止めるための殺し文句だ。」といって、支払いを拒んだ。 (1) Xの請求は認められるか。Yが口頭で約束していた場合と1000万円を10回に分割して支払うという書面をXに渡していた場合とで違いはあるか。 (2) Yが500万円をXに支払った場合に、Xは残り500万円を請求できるか。Yが、XY間にはそのような支払いをする契約はなかったと主張して、支払った500万円の返還を求めることができるか。	
	原告	被告
主張内容	口約束とはいえ、約束をしたのであるから、約 束は守るべきである。	Yは確かに1000万円援助すると約束したが、これは口から出任せを言ったのであり、これを信用したXがいけない。
司会者から の質問	約束と判断した理由は?	口から出任せとした理由は?
回答	今回の約束がきちんとした約束であると判断した理由は、カフェであるにせよ、XとYの確実の合意に基づいて行われた取引で、恐喝などが行われたわけでないから、きちんと守られるべき約束である。	XがYに1000万円あげるといった場所は、お酒が入って女の人を口説くために、口説き文句を言ったりする場であるから、我々が学校で友達に何かしてあげるというような、正当な約束ではない。口説くためであれば何をやってもいいというような場である。
司会者から の質問		カフェでの約束であるということであるが、場所によって約束が向こうになる理由は?
回答		お酒を飲んでいたかもしれないし、酔っていた ら正常な判断ができない。口説き文句を言うよ うな場である。
司会者の質 問	1000万円あげるというのは、口説き文句か?	
	いいえ。	
司会者の質 問		ロ説き文句だったら、何も守らなくていいの か?
回答		最初からホステスもお客も、遊びと割り切っているから、お客の口説き文句自体が正しくはない。 口説き文句を守らなくていいのではなく、カフェの場での口説き文句は守らなくてよい。
 	権利を主張する人(原告)が、権利を立証しなければならない。 裁判官は、両者の主張を聞いて、判断しなければならない。判断ができない場合は、原告が敗訴 する。	
回答	被告側への反論 (1) 口約束がカフェで行われたと言うことは確実ではない。カフェで行われたら約束を守る必要がない、という理由はない。 (2) カフェという場所でお酒が入っていて判断ができなかったということについては、何も書いていない。お酒が入っていな場合にしろ、ば、約束自体が有効性を失う場合もあるが、本人が自分の言ったとについないとも、酔っているとも言っていない。 (3) 客とホステスの関係であるが、客はなじみの客であり、顔見知りであるからある程度の関係にあったと言えるから、その二者の間で行わ	

	い。信用してもでもを待ない状況にめる。	
司会者の質 問		カフェであるという場所が約束についてどのよ うな影響を及ぼすのか?
回答		課題文を勝手に解釈したので、場所についての 主張は取り消す。 ホステスと客という関係が問題であり、ホステ スは客を喜ばせるのが仕事であり、そのために は多少大げさな表現もありうる。 ホステスと客がなじみの関係であるならば、ホ ステスは客の経済力などを見抜いて、嘘かどう かを判断すべきであった。
	約束にはさまざまなものがある。 ここで最終的に判断しなければならないのは、10 る。権利があるか義務があるかは、契約があるか にはどのような事情がある必要があるか、という 約束と契約の違いは何か。原告側は、約束と契約は同じか、を判断するためには、約束を検討する必要がある。 今までに出てきたファクターとしては、場所・仕資金のためと述べていることが重要か否は、 で で と で と で いう場合に契約となり、どういう場合には契 うことを検討してほしい。	いどうかによって決まる。契約があるというため ことを判断する必要がある。 」と同じであると主張する。被告側は、約束があ がなされた状況・約束の内容・約束の方法など 方(お酒を飲んでいたのか否か)・内容(開業 。 あるといいやすいのか、いいにくいのか。
質問に対し	ているから。この場合、1000万円というお金が 絡んでいて、お金が絡む場合の国民の認識は、	約束は、デートや遊びに行くことなど。例: 「明日、デートに行こう」「うん」 契約とは、お金が絡むことが多いが、書面など の形を残した場合である。
千葉先生の話	契約書について:契約書がなくても契約であるか 契約をしたかどうが、どう契約であるが 約束と契約の区別:法的に保護にできるのが (契約内容を実現させる) こという観点を はまるのに値するがという観客であるが の事件の場合難しいのは、なじみの である。がである。というのである。 であるからというのというのの であるからというのというのの であるからである。 であるがよいっとである。 であるがよいっとである。 であるがよいっとである。 でっ。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 でった。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる	を明らかにするため、証拠を残すためである。 約である。国家権力を使って履行を強制する 1。契約かどうかは、国家権力を使って履行を強 になければならない。 が、1000万円をただであげるということが問題 上げるという約束を国家権力によって強制させ 情だったらよくて、どういう事情だったら悪い た)であれば、約束となる。 いうことであれば、契約となる可能性がある。 ことであれば、契約となる可能性がある。
結論	一方が他方にただであげるという約束は、あげる てしまったときに、あげる方が損をしないように 売買が行われる場合には、売主は物を引き渡す義 を見返りに自分の行為を行う。相互の関係がある えても、一方だけが損をして一方だけが得をする われない。	するため、契約となる要素が小さくなる。 務・買主はお金を払う義務があり、相手の行為 。売買において、国家権力が介入し、強制を加

れた約束というのは、必ずしも出任せといえない。信用してもやむを得ない状況にある。